

事業者各位

入札説明書に関する質問（第2回）に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和5年7月28日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	入札説明書	16	(2) 委託料	「委託料は、固定料金（全ての支払い回において同額）である委託料 A」とあり、また様式 9-5 別紙②では、修繕費は別紙③の金額を平準化したものとありますが、修繕費以外の人件費、維持管理費（修繕費を除く）、電力等の基本料金、その他の費用についても、委託料 A として平準化した金額を記入するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	17	イ 委託料の支払対象	委託料 C として売電収益に関するインセンティブが設けられていますが、事業者として最低限達成すべき発電量は貴市の売電見込として示されている年間 64,000 MWh であり、この発電量を下回った場合は、入札説明書 別紙 3 に示される「モニタリングの手順および委託料の減額方法」に基づいて対応がなされるものと考えてよろしいでしょうか。	モニタリングでは、売電量については入札説明書に示している「売電見込 64,000MWh/年」の他、提案される売電量も含め、総合的に判断をします。売電量のごみ質やごみ量にも影響を受けることから、モニタリングにおける達成基準値を明確に定めているわけではありません。なお、入札説明書に示している「年間 64,000MWh」は売電量であり、発電量ではないことにご留意ください。